

エリア放送

参入マニュアル(第7.1版)

令和6年4月1日

総務省

情報流通行政局

目 次

第1章 はじめに	3
1. ホワイトスペースの概要	3
2. エリア放送の概要	4
3. 本マニュアルの目的	6
第2章 参入の手続き	7
1. 参入に必要なとなる手続き	7
2. 申請前に必要となる手続き	10
3. 申請の手続きの流れ	12
4. 放送の業務（ソフト）関係	14
5. 無線局関係	14
第3章 審査	19
1. 放送の業務（ソフト）関係	19
2. 無線局関係	19
第4章 無線局（地上一般放送局）の免許	22
1. 予備免許の付与	22
2. 落成後の検査	23
3. 簡易な免許手続き	23
4. 免許	24
第5章 運用	26
1. 運用に際しての遵守事項等	26
2. 法令に基づく報告事項等	28
第6章 変更等	29
1. 放送の業務（ソフト）関係	29
2. 無線局関係	29
第7章 廃止	32
1. 放送の業務（ソフト）関係	32
2. 無線局関係	32
第8章 無線局（地上一般放送局）の再免許	33
1. 再免許の申請期間	33
2. 再免許の提出書類	33
3. 対抗申請の申請期間	33

4. 再免許の審査	34
5. 再免許	34
第9章 有線電気通信法・電気通信事業法関係の手続き等	35
1. 有線電気通信法関係	35
2. 電気通信事業法関係	35

参考資料

参考資料 1 用語集	40
参考資料 2 書類の様式及び記載例	43
参考資料 3 Q & A	136
参考資料 4 関係法令集	151
参考資料 5 総務省総合通信局・事務所等の連絡先一覧	231
参考資料 6 エリア放送参入マニュアル改正履歴	232

別添

チャンネルスペースマップ	234
--------------------	-----

第1章 はじめに

1. ホワイトスペースの概要

エリア放送は、一の市町村の一部の区域のうち特定の狭小な区域における需要に応えるために行われる放送であり、周波数としては「ホワイトスペース」を活用するものです。

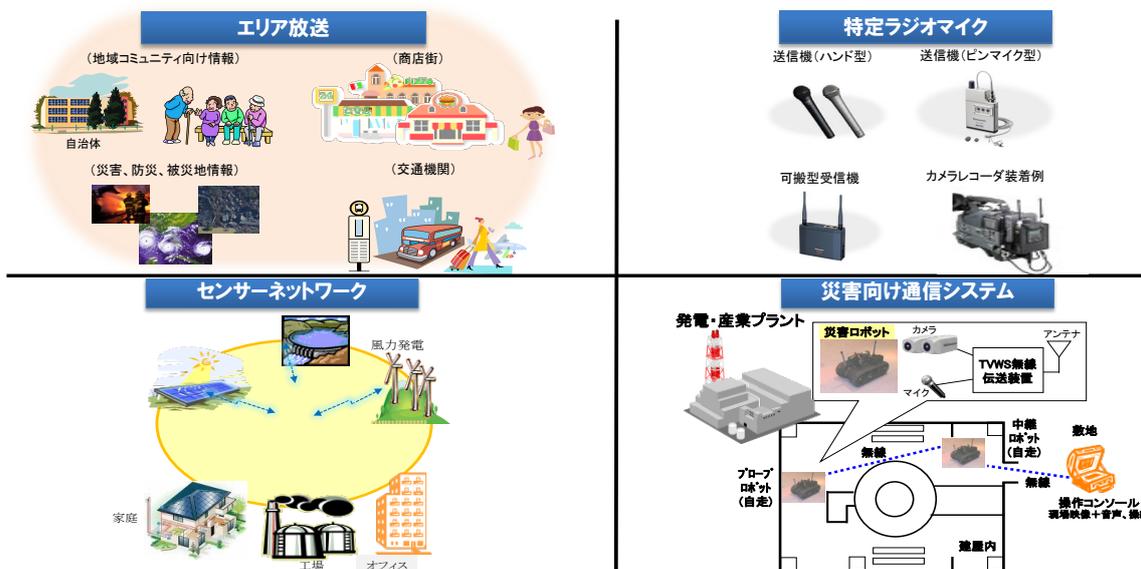
「ホワイトスペース」とは、「放送用などの目的に割当てられているが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数」（「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」報告書（平成 22 年 7 月 30 日））を言います。

ホワイトスペースは、局所的にしか利用できないものですが、むしろこの性質に着目すれば、限られたエリアにおいて、地域の情報発信手段等に電波を有効活用することにより、地域活性化等の社会的諸問題の解決等に寄与していくことが期待されています。このため、総務省では、ホワイトスペースを活用したサービスやシステムの制度化、ビジネス展開を促進する観点から、平成 22 年 9 月に「ホワイトスペース特区」を創設し、全国各地で実証実験が行われてきました。

ホワイトスペースを利用するシステムとしては、「ホワイトスペース利用システムの共用方針～地上テレビジョン放送用周波数帯における共用方針～」（平成 24 年 1 月 24 日 ホワイトスペース推進会議）において、エリア放送のほか、特定ラジオマイク（デジタル特定ラジオマイクを含む。以下同じ。）、センサーネットワーク、災害向け通信システム等の通信システムが想定されています。

ホワイトスペース利用システム間の運用調整については、ホワイトスペース推進会議 ホワイトスペース利用作業班が「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み最終とりまとめ」（平成 25 年 1 月 16 日）により方向性を示しています。これを受け、平成 26 年 3 月、TV ホワイトスペース等利用システム運用調整協議会（以下「運用調整協議会」と言う。）が発足しています。

【図 1】 ホワイトスペースを利用するシステム（例）^{注1}



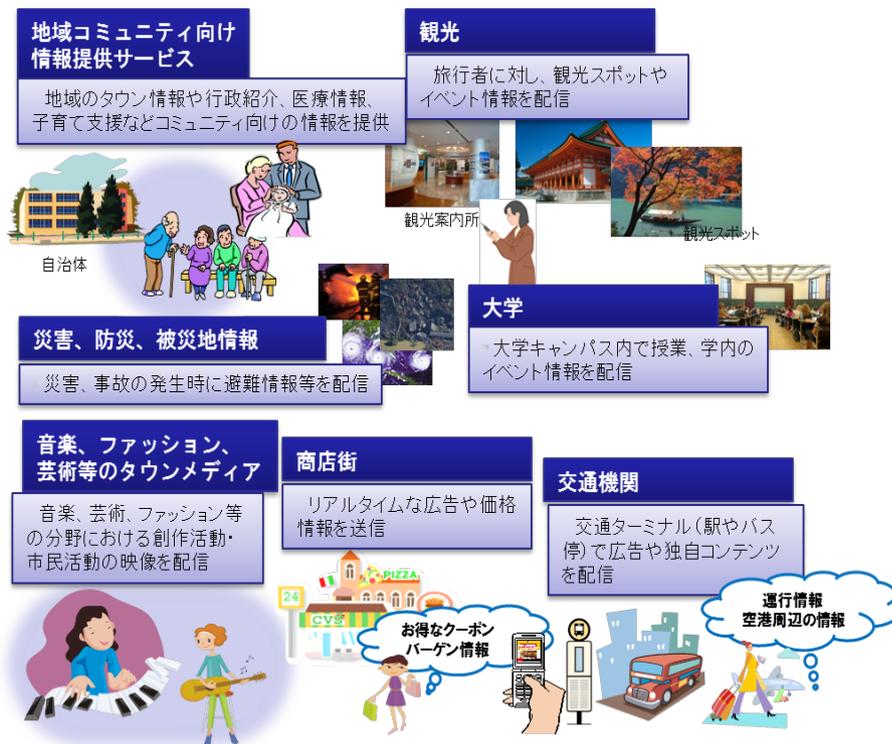
注1) この他、無線ブロードバンドシステム等、ほかのシステムも検討されている。

2. エリア放送の概要

エリア放送については、「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」報告書（平成22年7月30日）において、現在でも広く普及しているワンセグ対応携帯電話等での受信が可能であることから、先行して平成23年度内に制度化を行うとされていたものです。ホワイトスペース特区においても、エリア放送型のシステムは数多く実証実験が行われてきました。また、『「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針』（平成23年4月8日閣議決定）では、エリア放送について「平成22年度検討開始・平成23年度結論」とされています。これらを踏まえ、エリア放送については、他のホワイトスペースを活用するシステムより先行して、平成24年3月に制度化を行いました。

エリア放送とは、ホワイトスペースを活用し、一の市町村の一部の区域のうち特定の狭小な区域における需要に応えるために行われる放送です。特定の狭小な区域とは、例えば、スタジアムや大学キャンパスの中、商店街等が考えられます。放送が行われる期間としては恒久的なもののほか、サッカーの試合やお祭り等イベントでの臨時に行うものが考えられ、また、放送される内容としては、地域の観光情報、生活情報、イベント情報等の地域関連の情報が主に想定されます。

【図2】 エリア放送の利用イメージ

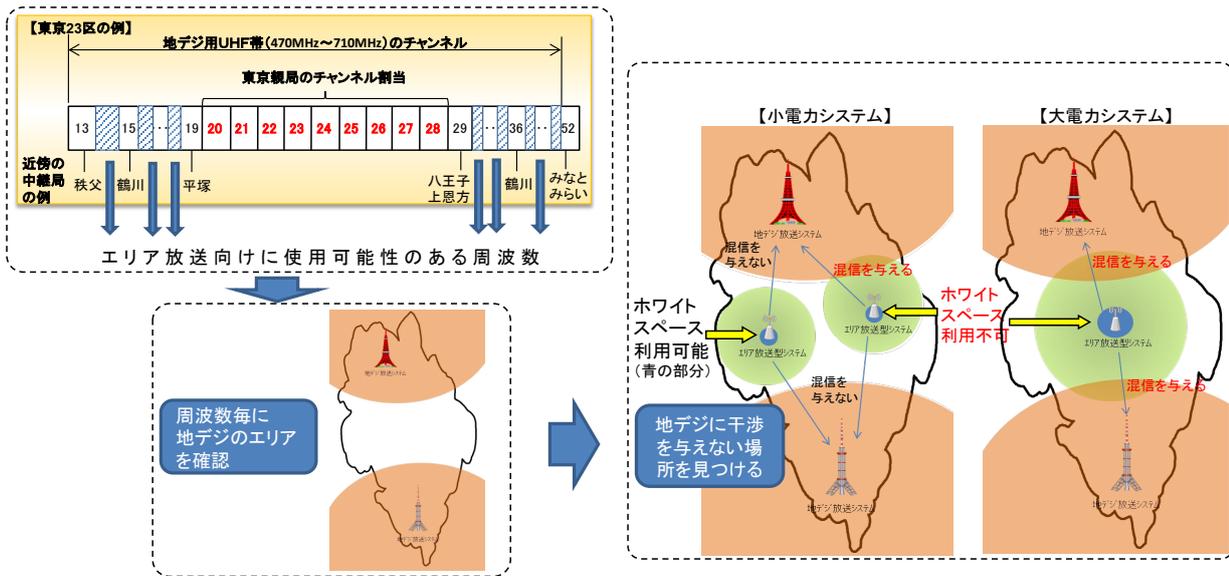


エリア放送は、ワンセグ対応携帯電話等の既存の端末で受信することが想定されているため、周波数としては、地上デジタルテレビジョン放送等に割り当てられているUHF帯（470MHz～710MHz）のホワイトスペースを使用するものです。このホワイトスペースは、地上デジタルテレビジョン放送等に割り当てられている周波数のうち、地理的条件や技術的条件を満たす場合に限り使用可能となるものであるため、その割り当て及び使用にあ

たつては、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（後日設置されるものも含む。）の受信に混信を与えないこと、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（後日設置されるものも含む。）からの混信を容認することが前提となります。

なお、平成 25 年 4 月 1 日より、周波数割当計画、特定ラジオマイクがエリア放送より優位の立場とされ、エリア放送は地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局同様、特定ラジオマイクの移動局に対しても、混信を与えないこと及び混信を容認することが求められます。

【図 3】 エリア放送が使用する UHF 帯（470MHz～710MHz）ホワイトスペースのイメージ



エリア放送の周波数利用の形態としては、平成 24 年度においては、既存の受信機で受信可能なフルセグ型（Null 付きワンセグ型も含む。）とワンセグ型が制度化されています。東セグ型やバラセグ型といった高度化システムについては、情報通信審議会等の場において、後年度、技術的条件の検討が行われる予定です。

【図 4】 エリア放送の周波数利用の形態

番号	周波数利用の形態	占有周波数帯幅	主な用途
1	 フルセグ型	5.7MHz	高精細度放送などのサービスとワンセグ放送を同時収容。
2	 Null付ワンセグ型	5.7MHz	ワンセグ放送。 ※中央セグメント以外情報はNullだが電波は出す。 この形態はホワイトスペース特区等の実験で多く使用されているが、割り当てた周波数を将来バラセグ型等の利用に転換し、より有効な周波数利用を図る必要があることから、バラセグ型等の運用開始までの暫定的なものであることを踏まえて免許。
3	 ワンセグ型	468kHz	ワンセグ放送。 ※中央セグメントのみ

【表 1】エリア放送の概要^{注2、注3}

放送の業務（ソフト）関係	
放送の種類	届出一般放送 (一部例外あり)
放送事項	観光情報、生活情報、イベント情報、災害情報、行政情報等 (特段の制限はない)
無線局関係	
使用周波数帯	470MHz～710MHz のホワイトスペース (チャンネルスペースマップを参考に選定)
無線局免許	必要 (一部不要な場合あり)
空中線電力	・フルセグ型 (5.7MHz) : 原則 10mW 以下、特例 130mW 以下 ・ワンセグ型 (468kHz) : 原則 (10/13)mW 以下、特例 10mW 以下
業務区域	数十 m～200m 程度
混信対策	・ この周波数の使用は、既に割り当てられている又は後日に開設される地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局並びに 470-710MHz の周波数帯を使用する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局からの混信を容認することとし、また、それらの無線局に対して混信を与えない場合に限る。

注2) エリア放送に用いられる電気通信設備については、電気通信事業法、有線電気通信法が適用される場合があります。

注3) 本表はあくまで概要であり、詳細については、本マニュアルの各章を参照してください。

3. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、エリア放送への参入を希望する方の円滑な申請に資するため、参入にあたって必要となる手続き、適用される法令の規律等についてまとめたものです。

なお、本マニュアルに記載している申請手数料、検査手数料及び電波利用料の額は、平成 29 年 10 月現在のものです。

第2章 参入の手続き

1. 参入に必要となる手続き

エリア放送の事業への参入にあたっては、放送の業務（ソフト）関係及び電気通信設備（ハード）関係の2つの手続きが必要となります。

エリア放送は、法令上、放送の業務（ソフト）については、「地上一般放送」（放送法施行規則第2条第4号の2）のうち「エリア放送」（放送法施行規則第142条第2号）と規定されており、電気通信設備のうち無線局については、「地上一般放送局」（電波法施行規則第4条第1項第3号の3）と規定されています。

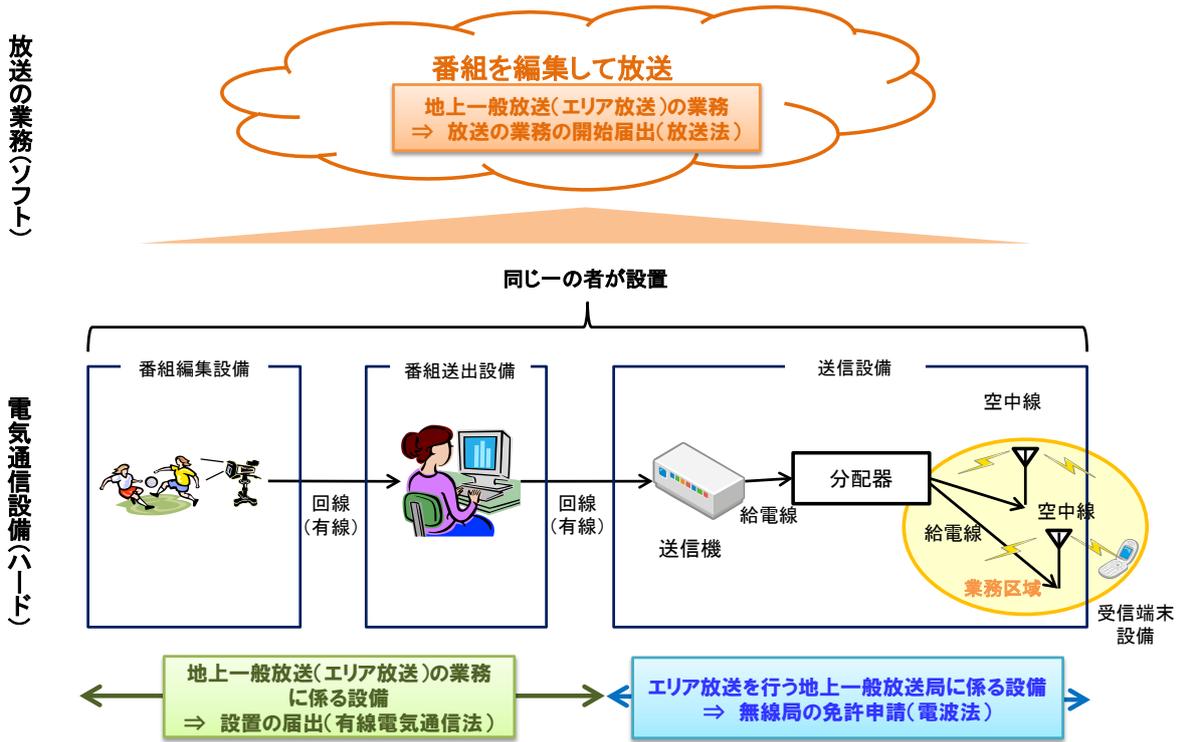
【表2】エリア放送の法令上の位置づけ

放送の業務（ソフト）	電気通信設備（ハード）
<p>【一般放送の種類】</p> <p>○地上一般放送</p> <p>一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のもの（放送法施行規則第2条第4号の2）</p> <p>○エリア放送</p> <p>一の市町村（特別区を含み、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては区とする。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送（放送法施行規則第142条第2号）</p>	<p>【無線局の種類】</p> <p>○地上一般放送局</p> <p>地上一般放送を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のもの（電波法施行規則第4条第1項第3号の3）</p> <p>【有線電気通信設備】</p> <p>有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）（有線電気通信法第2条第2項）</p> <p>【電気通信設備】</p> <p>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備（電気通信事業法第2条第2号）</p>

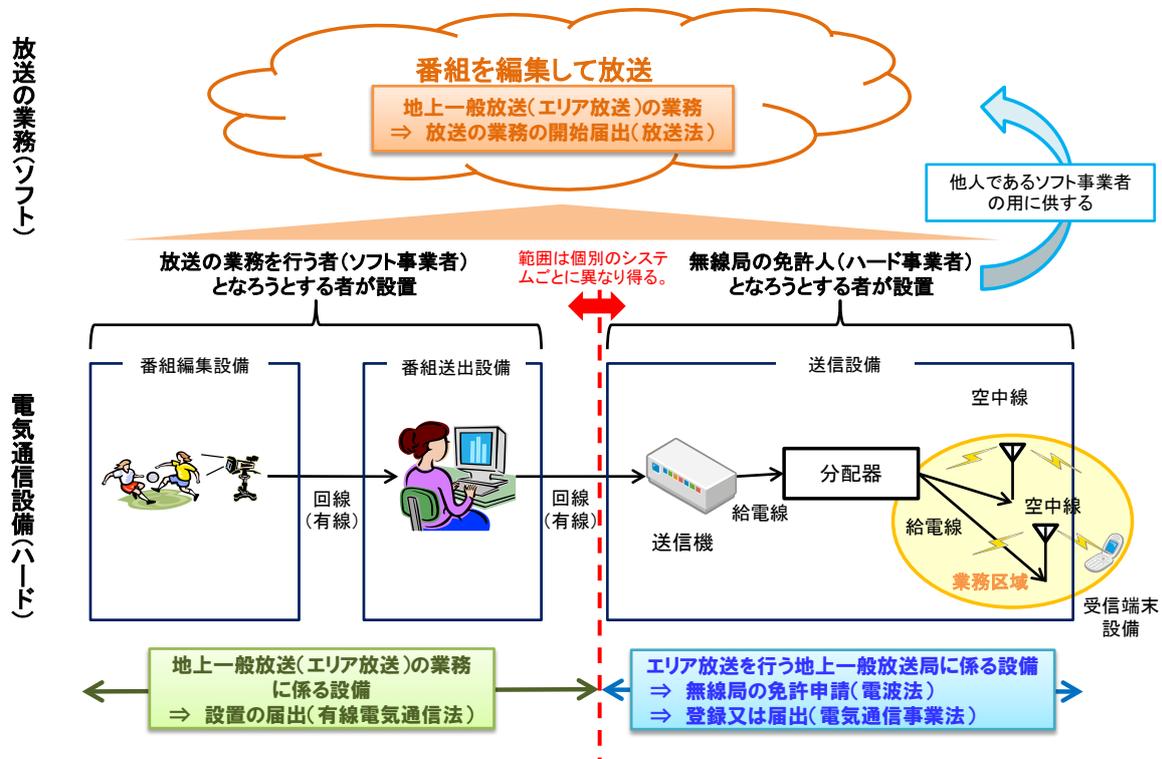
無線局の免許人（ハード事業者）となろうとする者が、放送の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者と同一の者である場合（ハード・ソフト一致）は、その者が、放送法上の届出、電波法上の免許申請及び有線電気通信法上の届出を原則として行う必要があります。

一方、無線局の免許人（ハード事業者）となろうとする者と放送の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者がそれぞれ別の者である場合（ハード・ソフト分離）は、放送の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者については放送法上の届出及び有線電気通信法上の届出を、無線局の免許人（ハード事業者）となろうとする者については、電波法上の免許申請を原則として行う必要があります。

【図5】ハード・ソフト一致の場合における参入手続き^{注4}



【図6】ハード・ソフト分離の場合における参入手続き^{注4}



注4) 図に示した電気通信設備の構成は例示です。また、手続きは一部不要となる場合があります。

ただし、次のとおり、手続きが不要となる場合があります。

なお、それぞれのケースに該当するか否かについては、個別具体的な事例に応じて管轄の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に適宜ご相談ください。

【表 4】手続きが不要となる場合^{注5}

不要となる手続き	手続きが不要となる場合
放送の業務開始の届出 （放送法第 133 条第 1 項）	<p>○放送法の適用除外となる場合（放送法第 176 条第 1 項）。</p> <p>⇒適用除外となる放送は、放送法施行規則第 214 条第 1 項各号に列挙。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法第 4 条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送 ・臨時かつ一時の目的（1 ヶ月以内の目的をいう。）のために行われる一般放送
無線局免許の申請 （電波法第 6 条第 1 項）	<p>○無線局免許の特例に当たる場合（電波法第 4 条ただし書き）。</p> <p>⇒免許が不要な無線局は、電波法第 4 条各号に列挙。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発射する電波が著しく微弱な無線局（具体的には、当該無線局の無線設備から 3 メートルの距離において、電界強度が 35 μV/m 以下）

注 5）有線電気通信法、電気通信事業法上の手続きが不要となる場合については、第 9 章に記載しています。

2. 申請前に必要となる手続き

(1) TV ホワイトスペース等利用システム運用調整協議会への入会

複数のシステムが共用するホワイトスペースでは、システム間で混信を生じないように運用を行う必要があります。

ホワイトスペース利用システムの運用情報は、地上デジタルテレビジョン放送事業者、各ホワイトスペース利用システムの免許人及び免許人団体等が参画する運用調整協議会に集約され、地上デジタルテレビジョン放送や特定ラジオマイクに混信が生じる可能性がある場合や実際に混信が生じた場合の連絡は、運用調整協議会を介して行われます。

例えば、運用調整協議会に加入していないエリア放送が、干渉を与える可能性のある特定ラジオマイクの運用情報を事前に把握することができず、当該特定ラジオマイクに混信を与えた場合、エリア放送の免許人は調整の余地なく突然の停波を求められる可能性があります。さらに、混信が継続するなど事態が改善しない場合、総務省は免許条件違反として、運用停止命令等の措置をとることがあります。

上記の理由から、他のホワイトスペース利用システムの運用情報を事前に把握し、適切な運用を行うためには、現状、運用調整協議会以外で事前に特定ラジオマイクの運用情報を把握する方法が定まっていないため、エリア放送の免許人は運用調整協議会に入会（有料）している必要があります。

同様に、免許条件である地上デジタルテレビジョン放送や特定ラジオマイクへの事前の干渉回避のため、免許の取得後も運用調整協議会への加入を継続していただく必要があります。

なお、エリア放送の免許の申請に当たっては、申請の必要資料として、特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整に関する資料の添付が求められますが、運用調整協議会への加入申込書又は加入証明書の写しがこれに該当します。

運用調整協議会への加入に関するお問い合わせは、運用調整協議会事務局の一般財団法人電波技術協会へご連絡ください。

【TV ホワイトスペース利用システム運用調整協議会に関するお問い合わせ先】

一般財団法人電波技術協会ホワイトスペース利用システム普及推進室

- ・住所 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-12-6
- ・電話番号 044-951-0111
- ・ホームページ <http://reea.or.jp/tvws/>
- ・入会は、上記ホームページの「入会案内」から申し込みが可能です。

(2) ネットワークIDの取得

エリア放送を行うためには、放送法、電波法等の法令に基づく手続きのほか、ネットワークID(※)の取得(有料)が必要となります。ネットワークIDの取得に関するお問い合わせは、一般財団法人電波技術協会へご連絡ください。

【ネットワークIDに関するお問い合わせ先】

一般財団法人電波技術協会ホワイトスペース利用システム普及推進室

- ・住所 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-12-6
- ・電話番号 044-951-0111
- ・ホームページ <http://reea.or.jp/area/>
- ・手続は、上記ホームページの「各種コードの申請、届出」から行うことが可能です。

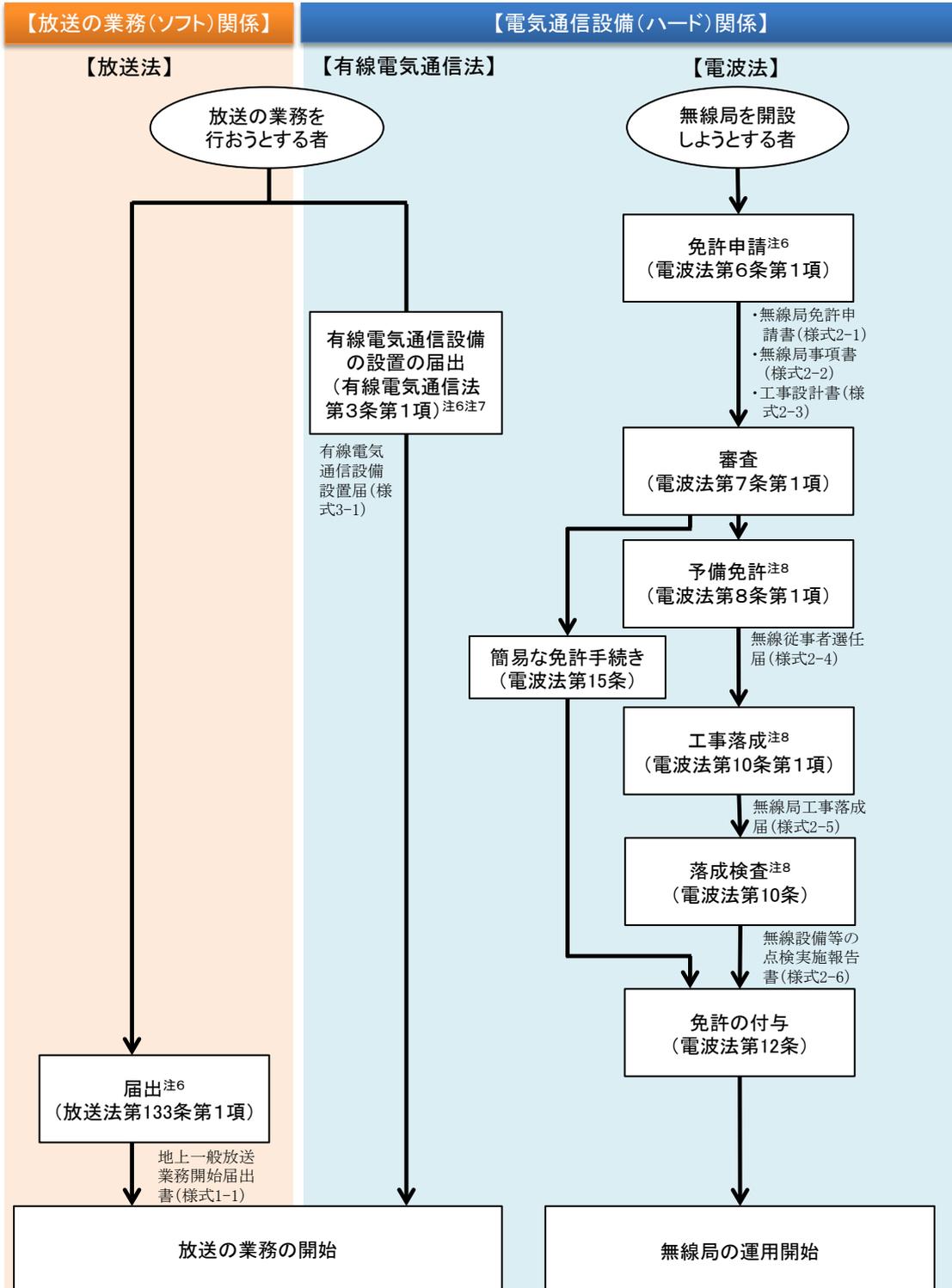
(※) ネットワークIDとは・・・

エリア放送では、放送局を識別するために放送局ごとに異なるネットワークIDを付しており、このネットワークIDは民間(一般財団法人電波技術協会)で管理しています。エリア放送を行う場合、電波法等に基づき免許を取得し、放送法に基づく業務開始届出書を提出して業務を開始したとしても、適切なネットワークIDを取得し適切な運用をしないと、地上デジタルテレビジョン放送の受信に影響を及ぼすことがあります。

3. 申請の手続きの流れ

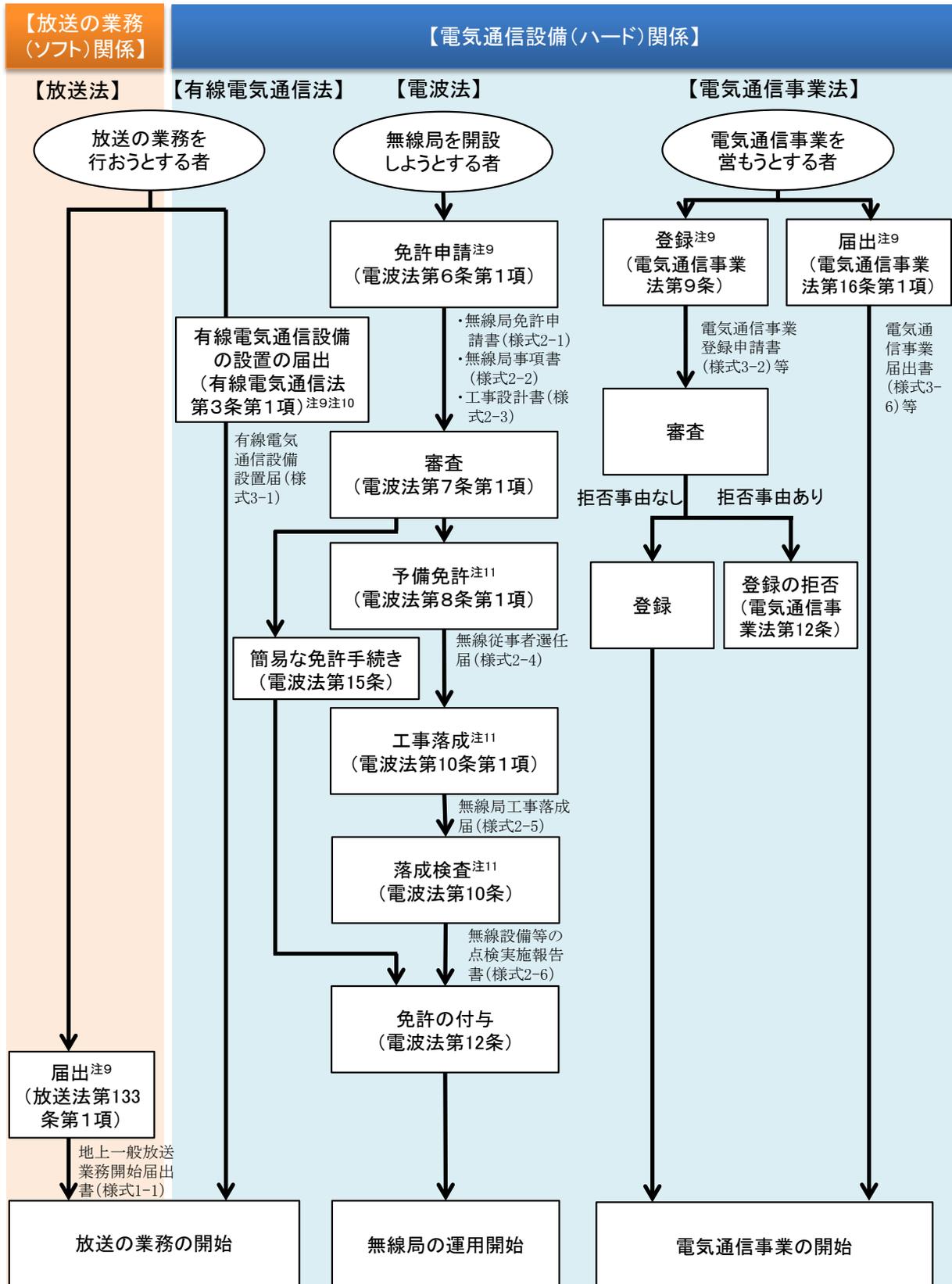
放送の業務（ソフト）及び電気通信設備（ハード）についての具体的な申請手続きの流れは、それぞれ次のとおりです。

【図7】申請手続きの具体的な流れ（ハード・ソフト一致の場合）



注6) 放送の業務の届出、有線電気通信法上の届出、無線局の免許申請が不要な場合もあります。
 注7) 有線電気通信設備の設置の届出は、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に行う必要があります。
 注8) 技術基準適合証明等を受けている無線設備のみを使用する無線局については、簡易な免許手続きとなり、不要です。

【図8】申請手続きの具体的な流れ（ハード・ソフト分離の場合）



注9) 放送の業務の届出、有線電気通信法の届出、無線局の免許申請、電気通信事業法の登録又は届出が不要な場合もあります。
 注10) 有線電気通信設備の設置の届出は、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に行う必要があります。
 注11) 技術基準適合証明等を受けている無線設備のみを使用する無線局については、簡易な免許手続きとなり、不要です。

4. 放送の業務(ソフト)関係

地上一般放送（エリア放送）の業務を行おうとする者は、原則、放送法第133条第1項の規定に基づき、総務大臣への届出が必要です。ただし、①電波法第4条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送、②臨時かつ一時の目的（1ヶ月以内の目的）のために行われる場合（具体的な基準は、参考資料3 Q & Aの問20を参照）等、放送法施行規則第214条第1項各号に掲げる放送については、放送法の適用除外となるため、届出は不要です。

届出には、放送の業務を行うこととなる業務区域（当該業務区域が2以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、そのいずれか1の管轄区域）を管轄する総合通信局に、次の書類を直接持ち込み又は送付により提出してください（手数料は不要）。

○地上一般放送業務開始届出書【様式1-1】（放送法施行規則別表第四十の三号）

放送の業務を行おうとする者の氏名、住所等、一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、業務区域等を記載してください。

地上一般放送業務開始届出書には「一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」を記載することとなっており、放送の業務の実施の確実性を担保するため、基本的には、地上一般放送局の免許付与後、放送の業務開始前までに届出を行うようにしてください。

5. 無線局関係

エリア放送を行う地上一般放送局の免許を受けようとする者は、原則、電波法第4条の規定に基づき、総務大臣から免許を受けなければなりません。ただし、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局（具体的には、当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、電界強度が $35\mu\text{V}/\text{m}$ 以下）の場合には、免許は不要です。

（1）先願主義

エリア放送を行う地上一般放送局の免許申請については、総務大臣が使用可能な周波数を公示してその公示期間内に申請を行うのではなく、随時、申請を行うことが可能であり、先に総合通信局に到達した申請から審査を行う先願主義を採用しています。

先願主義の具体的なルールについては、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件（平成24年総務省告示第123号）において、次のとおり定められています。

【表5】免許の申請方法

免許の申請方法	到達日時
①送付（注12） 次のa・bいずれかに限る（注13）。	
a 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便	引受時刻証明により証明された日時 (印字不良等により、日のみが明瞭であって時刻が明瞭でないものは、当該日の午後12時に総合通信局に到達したものとみなす。)
b 信書便事業者において引受日時の記録を行う信書便	信書便事業者において引受けがされたとして記録された日時 (印字不良等により、日のみが明瞭であって時刻が明瞭でないものは、当該日の午後12時に総合通信局に到達したものとみなす。)
②電子申請（注14）	総合通信局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日時
③直接持ち込み	総合通信局の事務所に到達した日時

注12) 送付による申請の場合、総合通信局への到達に日数がかかる場合がありますので、送付した際に、総合通信局に対して送付した旨を電話にてご連絡いただきますようお願いいたします（連絡先は、参考資料5を参照）。

注13) 送付による申請の場合、発信主義（引受日時を到達日時とみなす）を採用していることからa・bいずれかに限っています。a・bいずれか以外のものにより送付した場合には、無効となり、申請書等は返戻することになります。

注14) 電子申請は、「総務省 電波利用 電子申請・届出システム」(次のホームページURL)からご利用ください。

<https://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

先着順の判断にあたっては、原則、分単位で到達時刻を確認し、到達時刻が早い申請が先着と扱われます。なお、同時刻（分単位まで同じ）に到達した複数の申請であって、申請の周波数及び業務区域が重なる等の理由により、割り当てることのできる周波数が不足する場合には、いずれの申請も審査を受けることができません。ただし、申請者間の協議により一の申請者に定められたときは、当該一の申請者が審査を受けることができます。また、申請者間の協議により申請に係る空中線電力の変更その他の調整により周波数を割り当てることのできることとなったときは、いずれも、その申請について審査を受けることができます。

なお、協議を行っている申請者のほかに、更にそれに競合する申請が後刻あった場合には、先に到達した申請者間の協議が先であり、更に競合する後刻の申請は、先の申請者間の協議の結果を踏まえ、免許の可能性が判断されることとなります。

(2) 必要書類

免許申請には、送信所（演奏所があるときはその演奏所）の所在地を管轄する総合通信局に、次の書類を提出してください。

ア 無線局免許（再免許）申請書【様式 2-1】（無線局免許手続規則別表第一号の二）

申請者の住所、法人名、代表者氏名、無線局の種別等を記載してください。また、申請手数料として所要の額の収入印紙を貼付してください（（3）を参照）。

イ 無線局事項書【様式 2-2】（無線局免許手続規則別表第二号第 2）

様式及びその注に従い、次の項目等を記載してください。

- ① 無線局の開設を必要とする理由
- ② 希望する免許の有効期間
- ③ 電波の型式
- ④ 希望する周波数の範囲

利用可能な周波数の目安については、チャンネルスペースマップ（別添）の表において確認できます。ただし、これはあくまで目安であり、実際の割当ての可否については、実際の申請内容を審査して判断されることとなります。

なお、平成24年7月に同帯域における特定ラジオマイクの制度が施行され、地上デジタルテレビジョン放送のホワイトスペースを特定ラジオマイクとエリア放送で共用することとなりました。当該ホワイトスペース（470MHz～710MHz）のすぐ上の710～714MHz帯が特定ラジオマイク専用に割り当てられていることから、隣接する高い周波数帯は、特定ラジオマイクで利用する需要が高いと考えられます。そのため、エリア放送で利用する周波数については、当該ホワイトスペースのなるべく低い周波数を希望することで、運用調整が発生する頻度を減らすことができる可能性があります。特定ラジオマイクの各運用地点（使用施設）で使用可能なチャンネル（周波数）を表したTVホワイトスペースチャンネルリストは、次の総務省電波利用ホームページで参照できます。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/radio/index.htm>

また、無線局事項書には、次の書類を添付してください。

- ① ハード・ソフト一致の場合は、外資規制に抵触しないことを証する書類（無線局免許手続規則別表第二号第 2 注 21）
 - 議決権比率を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）（無線局免許手続規則別表第二号第 2 注 21(1)（注 8））
 - 代表者及び役員が日本の国籍を有することを証する書類のほか、代表予定者については代表者就任承諾書（無線局免許手続規則別表第二号第 2 注 21(2)ア（注 3））
 - 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類（無線局免許手続規則別表第二号第 2 注 21(2)イ（注 2））

なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、無線局事項書 21 の欄への記載及び外資規制に抵触しないことを称する書類の提出は不要です。

- ② エリア放送の業務区域を記載した地図（無線局免許手続規則別表第二号第2注22(9)）

エリア放送の業務区域として、エリア放送の電界強度が $55\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上となる範囲を示した地図を添付してください（電波法関係審査基準別紙2第5の8参照）。

- ③ 地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類（無線局免許手続規則別表第二号第2注22(9)）

エリア放送の受信電界強度が $12\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上となる範囲を示した地図（地上デジタルテレビジョン放送の受信に混信を与えないことを確認するために必要）及び地上デジタルテレビジョン放送を受信するためのブースターについて、ブースター障害が生じないようにするための離隔距離が確保できていることを示す書類（エリア放送を行う地上一般放送局の場所と離隔距離 $d(\text{m})$ の範囲を示した地図及びその範囲内にブースターを使用して地上デジタルテレビジョン放送を受信している世帯がないことを示す書類、又は、ブースターを使用して地上デジタルテレビジョン放送を受信している世帯がある場合でも地上デジタルテレビジョン放送の受信に影響がないことを示す書類（受信アンテナの方向、ブースター機器の特性等））を添付してください。

離隔距離 $d(\text{m})$ については次のとおりです（電波法関係審査基準別紙2第5の8参照）。

$$d = 398.2\sqrt{GP} \quad (GP \text{ は実効輻射電力 (W)})$$

なお、 $12\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上であっても建物等の損失等により地上デジタルテレビジョン放送への影響がないとする場合には、その説明を付記してください。

また、その他必要に応じて、エリア放送を設置する地域の地上デジタルテレビジョン放送の受信状況等が把握できる資料等を求める場合があります。

- ④ 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整に関する資料（無線局免許手続規則別表第二号第2注22(9)）

運用調整協議会が発行する入会申込書又は加入証明書の写しを添付してください（電波法関係審査基準別紙2第5の8参照）。申請時、入会申込書の写しを提出した場合には、免許付与後に加入証明書の写しを改めて提出する必要があります（第2章 参入の手続 2（1）参照）

その他、以下に該当する場合に追加の資料提出を求められます（電波法第7条第6項）

- ・「特別な状況」に該当するとして、例外的に増力を希望する場合（第3章 審査 2（2）ア参照）
- ・6ヶ月以上のまとまった期間において、具体的な放送予定のない空白期間がある場合（第4章 無線局（地上一般放送局）の免許 4）

ウ 工事設計書【様式2-3】（無線局免許手続規則別表第二号の二第2）

様式及びその注に従い、送信機、空中線等について記載してください。空中線については、構成が複雑なため様式中に記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付してください。

エ 無線局事項書の写し（２通）・工事設計書の写し（２通）

上記ア～ウに加え、無線局事項書の写し（２通）及び工事設計書の写し（２通）を添付してください（無線局免許手続規則第８条）。

（３）申請手数料

エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請にあたっては、１局あたり、新規免許の場合で 3,550 円（2,550 円※）、再免許の場合で 1,950 円（1,500 円※）の申請手数料が必要です（電波法関係手数料令第２条第９号「その他の無線局」の「１ワット以下のもの」）。所要の額の収入印紙を【様式 2-1】無線局免許（再免許）申請書に貼付してください。

（※）電子申請の場合の申請手数料額。

第3章 審査

1. 放送の業務(ソフト)関係

放送の業務については、届出書の形式的な確認のほかには審査はありません。

2. 無線局関係

免許申請に対し、電波法の規定に基づき、次のとおり審査を行います。

(1) 欠格事由（電波法第5条）

ア 外国性の排除

次の外国性排除に係る規定のいずれかに該当する者には、無線局の免許は与えられません。ただし、ハード・ソフト分離の場合は外国性排除の規定は適用されません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 外国政府又はその代表者
- ③ 外国の法人又は団体
- ④ 法人又は団体であって、上記①～③に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの

(2) 審査（電波法第7条第1項）

ア 工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合すること

無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第14条、第2節の13及び別表第1号等において定められている次の技術基準により審査します。

- ① 周波数の許容偏差
- ② 占有周波数帯幅の許容値
- ③ 帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値
- ④ 空中線電力の許容偏差
- ⑤ 変調方式
- ⑥ 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数及びその許容偏差
- ⑦ 搬送波の変調波スペクトルの許容値
- ⑧ 空中線電力

さらに、空中線電力及び実効輻射電力については、電波法関係審査基準別紙2第5の8において定めている次の基準により審査します。

- ① エリア放送を行う地上一般放送局の空中線及び空中線電力は、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、空中線電力を低出力（占有周波数帯幅

が 5.7MHz (フルセグ型) のものについては、空中線電力及び実効輻射電力の値が 10mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz (ワンセグ型) のものは (10/13)mW (約 0.77mW) 以下) にすること。

- ② 業務を予定する区域 (いわゆる「サービスエリア」) をカバーするために必要な場合にあつては、複数の空中線等を設置すること。
- ③ ②による対応で業務を予定する区域をカバーすることができない場合は、複数の送信設備を設置すること。
- ④ エリア放送を行う地上一般放送局の空中線の地上高は、空中線電力、必要な業務区域等との関連において、できる限り低いものであること。
- ⑤ ③による対応で業務を予定する区域をカバーすることができない場合であつて、特別な状況にある場合 (注) は、①に関わらず、空中線電力及び実効輻射電力の値は、占有周波数帯幅が 5.7MHz (フルセグ型) のものについては 130mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz (ワンセグ型) のものについては 10mW 以下であること。
(注)「特別な状況にある場合」とは、①電源の安定的な確保が望める場所が他にない、又は②公衆が送信設備に容易に触れることができないような設置場所が他にない等の理由から、送信設備の設置場所が物理的に制限され、原則を超える実効輻射電力により送信する必要があると認められる場合をいいます。

⑤の「特別な状況」に該当し、例外的に増力を希望する場合には、審査を行う総合通信局から追加の提出資料等を求めることがあります。

イ 周波数の割当てが可能であること

周波数の割当ての可能性については、電波法関係審査基準別紙 2 第 5 の 8 において定められている混信保護基準により審査します。

エリア放送を行う地上一般放送局は、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局が使用する UHF 帯のホワイトスペースを使用することから、地上デジタルテレビジョン放送に混信を与えないようにする必要があるため、同一チャンネルにおける $I/N = -10\text{dB}$ (I/N : 干渉波電力対雑音比、フルセグ型の場合の値) を混信保護基準とするとともに、エリア放送同士の混信保護基準についても規定しています。

なお、審査の結果、申請のと通りの周波数の割当てができない場合には、別途調整 (業務区域の見直し等) が必要となる場合があります。

ウ 無線局 (基幹放送局を除く。) の開設の根本的基準 (昭和 25 年電波監理委員会規則 第 12 号) に合致すること

① ハード・ソフト一致の場合の地上一般放送局

- a その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。
- b その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。
- c その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それにより公共の福祉を増進することができること。
- d 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なものであること。

- e その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。
- f その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。

② ハード・ソフト分離の場合の地上一般放送局

- a 上記①のbからfまでに掲げる条件を満たすものであること。
- b その局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。

エ 運用調整

特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整を行うものであること。

具体的には、運用調整協議会が発行する入会申込書又は加入証明書の写しを添付することが必要です。(電波法関係審査基準別紙2第5の8参照)

オ 同一周波数の使用

一の市町村の一部の区域において、同一の放送事業者が複数の送信設備を設置してエリア放送を行う場合は、原則として同一周波数を使用する必要があります。

なお、複数の番組を同時に放送する場合は、例外として複数の周波数の割り当てを受けることが可能です。(電波法関係審査基準別紙2第5の8参照)

第4章 無線局(地上一般放送局)の免許

1. 予備免許の付与

電波法第7条第1項の規定に基づき審査した結果、その申請が同項各号に適合していると認められるときは、次の事項を指定して、予備免許が与えられます（電波法第8条第1項）。

- ア 工事落成の期限
- イ 電波の型式及び周波数
- ウ 呼出符号及び呼出名称
- エ 空中線電力
- オ 運用許容時間

予備免許を付与された者は、無線設備の工事に着手できます。

(1) 試験電波の発射

試験電波の発射においては、無線局運用規則第139条第3項の規定に則り、試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲のものにするなどしなければなりません。

(2) 無線従事者の選任

無線局の運用を開始するまでに無線従事者を選任することが必要であり、無線従事者を選任した際には、【様式2-4】無線従事者選（解）任届により、その旨を届け出る必要があります（電波法第51条）。

エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の操作に必要な資格は、第三級陸上特殊無線技士以上^{注14}の資格者です。また、操作できる範囲は、資格によって異なります（電波法施行令第3条）。

注14)「第三級陸上特殊無線技士以上」とは、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士又は第三級陸上特殊無線技士を指します。

なお、エリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備は、技術基準適合証明等（技術基準適合証明又は工事設計認証）の対象とされています（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第57号の3）。技術基準適合証明等を受けた無線設備のみを使用する無線局の場合には、無線従事者の選任は不要です（電波法施行規則第33条第6号(5)、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成2年郵政省告示第240号）第1項第2号）。

2. 落成後の検査

(1) 無線局工事落成届

予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出なければなりません。届出には、【様式 2-5】無線局工事落成届を提出してください（電波法第 10 条第 1 項）。

なお、予備免許において指定された工事落成の期限の経過後 2 週間以内に工事落成の届出がないときは、免許を付与できなくなります（電波法第 11 条）。

(2) 落成検査

無線局工事落成届の提出後、無線設備、無線従事者の資格及び業務書類（無線局事項書及び工事設計書）について総合通信局による検査を受けなければなりません（電波法第 10 条第 1 項）。

検査手数料は、1 台のみの送信機を有する無線局については、33,900 円です（電波法関係手数料令第 3 条）。所要の額の収入印紙を【様式 2-5】無線局工事落成届に貼付してください。

ただし、技術基準適合証明等を受けた無線設備のみを使用する無線局の場合には、落成検査は不要です（無線局免許手続規則第 15 条の 4 第 3 項）。

また、当該検査を受けようとする無線設備等について、登録検査等事業者が登録検査等事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類（【様式 2-6】無線設備等の点検実施報告書）を添えて上記の届出をした場合においては、総合通信局による検査の一部を省略することができます（電波法第 10 条第 2 項）。この場合の検査手数料は、2,550 円（2,450 円^(※)）です。

(※) 電子申請の場合の検査手数料額。

3. 簡易な免許手続き

技術基準適合証明等を受けた無線設備のみを使用する無線局については、予備免許から落成検査までの手続きが省略され、電波法第 7 条第 1 項の規定に基づき審査した結果、法令に適合していると認められれば免許が付与されます（電波法第 15 条）。

4. 免許

(1) 免許の付与

電波法第10条第1項の規定による落成検査を行った結果（技術基準適合証明等を受けた無線設備のみを使用する無線局については落成検査は不要）、それぞれの規定に違反しないと認められ検査に合格した場合は、免許が付与されます（電波法第12条）^{注15}。

注15) なお、エリア放送を行う地上一般放送局については、当該局の運用開始の届出は必要ありません（電波法第16条第1項ただし書、電波法施行規則第10条の2）。

なお、エリア放送を行う地上一般放送局の免許状には、次の表のとおり記載されます。

【表6】 エリア放送を行う地上一般放送局の免許状の記載事項

記載項目	記載内容
無線局の種別	○地上一般放送局 地上一般放送を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のもの（電波法施行規則第4条第1項第3号の3）
無線局の目的	【ハード・ソフト一致の場合】 一般放送用 【ハード・ソフト分離の場合】 電気通信業務用
通信の相手方	【ハード・ソフト一致の場合】 免許人が行うエリア放送を受信するための設備 【ハード・ソフト分離の場合】 免許人以外の者が行うエリア放送を受信するための設備
通信事項	エリア放送に関する事項
無線局運用の条件	周波数割当計画において二次業務と位置づけられていることを踏まえ、電波法第104条の2第1項の規定に基づき、次のとおり、免許状に、無線局の運用にあたっての条件が付されます。 「この周波数の使用は、既に割り当てられている又は後日に開設される地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局並びに470-710MHzの周波数帯を使用する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局からの混信を容認することとし、また、それらの無線局に対して混信を与えない場合に限る。」

(2) 免許の有効期間

免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲で、開設の目的に応じた必要最小限の期間です（電波法第13条、電波法施行規則第7条第7号）。

(3) 電波利用料

無線局の免許人は、電波法第 103 条の 2 の規定に基づき、無線局の免許の日（2 年目以降は毎年免許の日に相当する日、以下同じ）から起算して 30 日以内に電波利用料を国に納める必要があります。

エリア放送を行う地上一般放送局に係る電波利用料は、使用する電波の周波数の幅が 5.7MHz（フルセグ型）、468kHz（ワンセグ型）いずれの場合も、1 局あたり 1,900 円（1 年間。有効期間が 1 年に満たない場合は月割り。）です。

免許日以降、総務省から免許人に対して、納入告知書が送付されますので、免許人は 30 日以内に上記の所要額を納付する必要があります。納付は、金融機関の窓口、インターネットバンキング、コンビニエンスストア等で行うことができます。また、口座振替による納付も可能です（無線局免許申請と併せて申し出ていただく必要があります）。

なお、期限までに電波利用料を納付していない場合、督促がありますが、督促状の期限までに納められないときは、国税滞納処分の例により処分されることがあります（電波法第 103 条の 2 第 26 項）。

(参考) エリア放送を行う地上一般放送局に係る電波利用料適用の考え方

- ・電波法別表第六の七に該当します。
- ・エリア放送は基幹放送以外の放送をする無線局に該当するため、1 局あたり 1,900 円となります。
- ・電波利用料制度については、次の総務省電波利用ホームページも参照してください。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/index.htm>

第5章 運用

1. 運用に際しての遵守事項等

(1) 放送の業務（ソフト）関係

放送の業務（ソフト）関係については、届出一般放送事業者に対して、放送法の規定により、次のとおり規律が課されるため、放送の業務の実施においては、これらの規律を遵守する必要があります。

ア 番組準則（放送法第4条第1項）

放送番組の編集にあたっては、次の①～④によらなければなりません。

- ① 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- ② 政治的に公平であること。
- ③ 報道は事実をまげないですること。
- ④ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

イ 字幕・解説番組の努力義務（テレビジョン放送の場合）（放送法第4条第2項）

テレビジョン放送による放送番組の編集にあたっては、視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければなりません。

ウ 訂正放送・取消放送（放送法第9条）

真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から3ヶ月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければなりません（放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、同様です）。

エ 再放送同意（放送法第11条）

他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはなりません。

オ 候補者放送（放送法第13条）

公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があったときは、料金を徴収するとしないうにかかわらず、同等の条件で放送をしなければなりません。

(2) 無線局関係

ア 二次業務

エリア放送を行う地上一般放送局は、周波数割当計画（平成 20 年総務省告示第 714 号）において二次業務の無線局と規定されています。

二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けられると規定されています。

- ・二次業務の無線局は、周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。
- ・周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

したがって、エリア放送を行う地上一般放送局の運用においては、当該条件に反しないことが必要であり、例えば、一次業務の無線局である地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局が後日開設された場合にも、既設のエリア放送を行う地上一般放送局は混信を与えてはなりませんし、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局からの混信により生じる損失に対して補償等の保護を求めることはできず、自ら空中線電力の変更等の措置を講じる必要があります。どのように措置を講じても当該条件に反することとなる場合には、免許人は、無線局の運用を停止する必要があります。

なお、地上デジタルテレビジョン放送に受信障害が発生した場合で、エリア放送が受信障害の原因である可能性が高い場合には、運用調整協議会を介して対応を求められることがあります。

さらに、平成 25 年 4 月 1 日から、制度上、エリア放送は特定ラジオマイクに劣後することになりました。エリア放送は地上デジタルテレビジョン放送の他に特定ラジオマイクに対しても「混信を容認することとし、また、それらの無線局に対して混信を与えない場合に限る」とされています。

エリア放送が特定ラジオマイクに干渉を与える可能性がある場合、事前に、運用調整協議会を介して、当事者間で運用調整を行うこととなります。優位の二次業務として特定ラジオマイクが優先されることから、運用調整の結果によっては、エリア放送側が減力、一定時間電波を停止する等の措置をとる必要があります。

上記の優劣関係及び運用調整の実施は、既存の特定ラジオマイク免許人のみならず、将来免許が付与された特定ラジオマイク免許人との間でも適用されることとなります。また、災害時等においても同様に適用されます。

イ 無線局に備付けを要する業務書類等

無線局には次の書類等を備え付けておかなければなりません（電波法第 60 条、電波法施行規則第 38 条等）^{注 16}。

- ① 免許状
- ② 無線局の免許申請書の添付書類（無線局事項書及び工事設計書）の写し

注 16) なお、時計及び無線業務日誌については備え付けは不要です(昭和 35 年郵政省告示第 1017 号)

2. 法令に基づく報告事項等

(1) 資料の提出（放送法第 175 条）

届出一般放送事業者は、放送法第 175 条の規定に基づき、放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）の定めるところにより、次の資料を提出しなければなりません。

ア 放送法第 9 条第 1 項の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項（放送法施行令第 8 条第 4 号ロ）

訂正又は取消し放送の請求に対して措置をした場合、その都度報告するとともに、毎年度、訂正又は取消し放送の実施状況をまとめて報告してください。

報告には、【様式 1-2】訂正又は取消しの放送に関する報告を使用してください。

イ 放送法第 11 条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項（放送法施行令第 8 条第 4 号ハ）

総務大臣から求めがあった場合には、再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項を提出しなければなりません。

ウ 有料放送を行う場合（放送法施行令第 8 条第 4 号ホ）

総務大臣から求めがあった場合には、次の事項を提出しなければなりません。

- ① 放送法第 147 条第 1 項に規定する国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項
- ② 国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由
- ③ 放送法第 150 条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項
- ④ 放送法第 151 条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項

(2) 事業収支の結果（放送法施行規則第 170 条第 2 項）

届出一般放送事業者は、一般放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければなりません。ただし、同時再放送のみを行う届出一般放送事業者は必要ありません。事業期間が一年未満である場合、又は地方公共団体が放送事業者である場合は、事業収支報告書の提出は不要です。

第6章 変更等

1. 放送の業務(ソフト)関係

(1) 届出事項を変更する場合

放送法第133条第1項の規定に基づき届出を行った者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければなりません（放送法第133条第2項）。届出には、【様式1-3】一般放送業務開始届出書記載事項変更届（放送法施行規則別表第四十一の一号）を提出してください。

(2) 届出一般放送事業者の地位を承継する場合

届出一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は届出一般放送事業者について合併（届出一般放送事業者が消滅する場合に限る。）若しくは分割（一般放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該届出一般放送事業者の地位を承継します（放送法第134条）。

この場合、届出一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければなりません。

届出には、【様式1-4】一般放送業務承継届出書（放送法施行規則別表第四十二の一号）を提出してください。

2. 無線局関係

(1) 無線局の目的等を変更する場合

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければなりません（電波法第17条第1項）。ただし、電波法施行規則別表第一号の三の許可を要しない工事設計の軽微な事項に該当する場合には、総務大臣の許可は不要ですが、届出は必要です^{注17}。

許可を受けようとする場合又は届出をしようとする場合には、【様式2-7】無線局変更申請書を提出してください。

注17) 電波法第17条第1項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはなりません。ただし、電波法施行規則別表第一号の三の許可を要しない工事設計の軽微な事項に該当する場合は、この限りではありません（電波法第18条第1項）。

(2) 申請により周波数等を変更する場合

総務大臣は、免許人又は予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができます（電波法第19条）。

指定の変更を受けようとする場合には、【様式2-7】無線局変更申請書を提出してください。

(3) 免許状記載事項を訂正する場合

免許人は、免許状に記載した事項に変更が生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければなりません^{注18}（電波法第21条）。

訂正を受ける場合には、【様式2-7】無線局変更申請書を提出してください。

注18) 上記(1)、(2)の場合を除きます。

(4) 免許を承継する場合（電波法第20条第2項及び第3項）

免許人たる法人が合併（免許人が消滅する場合に限る。）又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をするとき、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、あらかじめ総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長の許可を受けることにより免許人の地位を承継することができます。許可を受けようとする場合には、【様式2-8】無線局免許承継申請書（無線局免許手続規則別表第三号）を提出してください。

また、免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをするとき、譲受人は、あらかじめ総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長の許可を受けることにより免許人の地位を承継することができます。許可を受ける場合には、【様式2-9】無線局免許承継申請書（無線局免許手続規則別表第四号）を提出してください。

(5) 議決権及び役員に関する事項に変更があった場合（電波法第9条第5項第1号又は第17条第2項第1号）

ハード・ソフト一致の場合、外資規制に係る事項について変更があったときは、免許手続規則第12条の2第1項及び第4項で定める場合を除き、遅滞なく、【様式2-7】無線局変更届出書を提出してください。

届出が必要となる主な場合は、次表のとおりです。

代表者	▶ 代表者の氏名又は名称に変更があったとき	
役員割合	▶ 外国人等に占められる役員の割合が ① 30%未満の事業者： 30%以上となったとき ② 30%以上 1/3 未満の事業者： 役員の変更があったとき	
議決権割合	(外国人等直接保有議決権割合)	
	① 30%未満	・ 30%以上となったとき
	② 30%以上 1/3 未満	・ 0.1%以上の増減があったとき ・ 30%未満となったとき ・ 1/3 以上となったとき

第7章 廃止

1. 放送の業務(ソフト)関係

放送の業務を廃止した場合には、遅滞なく、業務の廃止の届出を行わなければなりません（放送法第 135 条）。

届出には、【様式 1-5】一般放送の業務の廃止届出書（放送法施行規則別表第四十三の一号）を提出してください。

2. 無線局関係

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければなりません（電波法第 22 条）。

無線局の廃止の届出は、当該無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局に提出してください（無線局免許手続規則第 24 条の 3）。

届出には、【様式 2-10】無線局廃止届を提出してください。

- ア 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 廃止する年月日
- ウ 無線局の種別
- エ 免許の番号
- オ 免許の年月日
- カ 識別信号

なお、免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1ヶ月以内にその免許状を返納しなければなりません（電波法第 24 条）。また、遅滞なく空中線を撤去しなければなりません（電波法第 78 条、電波法施行規則第 42 条の 2）。

第8章 無線局(地上一般放送局)の再免許

1. 再免許の申請期間

免許の有効期間が満了となるエリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請期間は、免許の有効期間満了前の3ヶ月以上6ヶ月を超えない期間とされています（無線局免許手続規則第17条）。

再免許申請及び対抗申請^{注19}共に、申請期間前の日時（送付の場合は、到達したとみなされる引受日時）に到達した申請は無効です。

注19) 再免許の申請に係る周波数と同じ周波数である等の理由により、再免許申請と競合する申請。

2. 再免許の提出書類

再免許申請の必要書類については、免許申請の必要書類（本マニュアル「第2章 参入の手続き」）に準じます（無線局免許手続規則第16条）

基幹放送に適用される再免許申請の必要書類の省略（無線局免許手続規則第16条第2項、第3項）は適用されませんのでご注意ください。

ア 無線局免許（再免許）申請書【様式2-1】（無線局免許手続規則別表第一号）

イ 無線局事項書【様式2-2】（無線局免許手続規則別表第二号第2）

＜添付資料＞

- ① エリア放送の業務区域を記載した地図（無線局免許手続規則別表第二号第2注22(9)）
- ② 地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類（無線局免許手続規則別表第二号第2注22(9)）
- ③ 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整に関する資料（無線局免許手続規則別表第二号第2注21(9)）

ウ 工事設計書【様式2-3】（無線局免許手続規則別表第二号の二第2）

免許の有効期間中、工事設計の内容に変更がなかった場合（変更の許可の申請を提出済みである場合を含む。）工事設計書の提出は省略することができます（無線局免許手続規則第17条）。

エ 無線局事項書の写し（2通）・工事設計書の写し（2通）

3. 対抗申請の申請期間

対抗申請については、再免許申請と同じ期間内に行うものとされています（電波法関係審査基準第3条）。

なお、各総合通信局ホームページにおいては、現に開設されているエリア放送を行う地上一般放送局の免許状況（無線設備の設置場所、電波の型式及び周波数、空中線電力、免許の年月日、免許の有効期間等）を公表しています。免許申請にあたってご参照ください。

4. 再免許の審査

再免許の申請についても、新規の免許申請と同様、先願主義（先に総合通信局に到達した申請から審査を行う）を採用しています（エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件第4条による第3条の準用）。また、対抗申請についても先願主義を採用しており、再免許の申請も対抗申請も、区別なく先願主義で扱われます。

その他の審査項目についても、免許の審査（本マニュアルの「第3章 審査」参照。）に準じます。

5. 再免許

再免許の場合、新規の免許の場合に必要な予備免許及び落成後の検査は不要です。

第9章 有線電気通信法・電気通信事業法関係の手続き等

本章では、エリア放送に用いられる電気通信設備について必要となる有線電気通信法又は電気通信事業法関係の手続き等について、まとめて記載しています。

1. 有線電気通信法関係

地上一般放送（エリア放送）の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者は、第2章の図5及び図6に示したとおり、自らが設置する有線電気通信設備について、有線電気通信法第3条第1項の規定に基づく設備の設置の届出を行うことが必要な場合があります^{注20}。

届出には、設置の工事の開始の日の2週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から2週間以内）に、次の書類を、総合通信局に直接持ち込み又は送付により提出してください。

注20) 例えば、当該有線電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの等については設置の届出が不要な場合もあります。設備の届出の要否については個別の事例に応じて管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。

○有線電気通信設備設置届【様式3-1】（有線電気通信法施行規則別紙様式第一）

設置した有線電気通信設備の方式や通信事項、設置の場所、概要等について記載下さい。

2. 電気通信事業法関係

ハード・ソフト分離の場合、無線局の免許人が自己の電気通信設備（ハード）を、他人である放送の業務（ソフト）を行う者（ソフト事業者）の用に供する役務は、「電気通信役務」（電気通信事業法第2条第3号）に該当し、当該「電気通信役務」は、ソフト事業者の需要に応じて主体的・積極的意志等をもって継続的に提供されるため、「電気通信事業」（同条第4号）に該当します。したがって、無線局の免許人（ハード事業者）がソフト事業者に電気通信役務を反復継続して提供し、かつその対価として料金を徴収することによって利益を上げていた場合、ハード事業者の行為は「電気通信事業」を「営む」行為に当たるため、ハード事業者は、電気通信事業法第9条の規定に基づく登録又は同法第16条第1項の規定に基づく届出が必要な「電気通信事業者」となり、「電気通信事業者」たるハード事業者の事業や、当該ハード事業者が設置する電気通信回線設備^{注21}には電気通信事業法が適用されます。なお、上記「電気通信事業者」たるハード事業者が設置する電気通信回線設備の範囲については事例ごとに異なることが想定されるため、当該事業のうち、どの範囲が電気通信事業法の規律の対象となるかについては、個別具体的な事例に応じて管轄の総合通信局に適宜ご相談ください。

注21) 「電気通信回線設備」とは、「電気通信設備」のうち、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備（電気通信事業法第9条第1号）を指します。第2章の図6の例においては、番組制作設備、番組編集設備、送信

設備（送信機、分配器、空中線、給電線）及びこれらの設備間を結ぶ回線が該当します（受信端末設備は含みません）。このうち、電気通信事業法の適用対象となる電気通信回線設備は、ハード事業者が設置するものです。

（１）参入の手続き

前述のとおり、ハード・ソフト分離の場合、ソフト事業者に対して自己の設置した電気通信設備を提供する、ハード事業者の電気通信事業については、電気通信事業法第 9 条の規定に基づく登録又は同法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出が原則、必要となります。

ただし、①非常事態時での緊急・臨時的な提供や、試験的な提供を行う場合、②専ら一の者に電気通信役務を提供する電気通信事業（電気通信事業法第 164 条第 1 項第 1 号）、③ハード事業者が設置する電気通信設備が同一の構内や同一の建物内に閉じている場合（電気通信事業法第 164 条第 1 項第 2 号）、④地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業等、電気通信役務を反復継続して提供する対価として料金を徴収することにより電気通信事業で利益を上げる「電気通信事業を営む」に該当しない場合等については、登録も届出も必要ありません。

なお、電気通信事業法における登録又は届出が不要な場合に該当するか否かについては、個別具体的な事例に応じて管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。

【表 7】ハード事業者について電気通信事業法上の登録又は届出が不要なケース（代表例）

○当該電気通信役務が「電気通信事業」に当たらない場合

（例）

- ・非常事態時での緊急・臨時的な提供や、試験的な提供を行うもの。

○電気通信事業法の適用除外（第 3 条及び第 4 条を除く。）に該当する「電気通信事業」の場合（電気通信事業法第 164 条第 1 項）。

⇒適用除外となる電気通信事業は、電気通信事業法第 164 条第 1 項各号に列挙。

（例）

- ・専ら一の者に電気通信役務を提供する電気通信事業に該当する場合（電気通信事業法第 164 条第 1 項第 1 号）
- ・ハード事業者が設置する電気通信設備が同一の構内や同一の建物内に閉じている場合（電気通信事業法第 164 条第 1 項第 2 号）

ただし、同一の構内や同一の建物内に閉じている場合でも、例えば空港や駅のように不特定多数の通行者が往来する経由点に該当する場所などについては、社会通念上一つの区域と見なせないため、同一の構内には該当せず、適用除外には当たらない場合もあります。

○電気通信役務を反復継続して提供する対価として料金を徴収することによって利益を上げる、「電気通信事業」を「営む」行為に該当しない場合。

（例）

- ・地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業として提供するもの

ただし、地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業であっても、例えば電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する場合等、当該電気通信事業の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きい電気通信役務を提供するものである場合は、電気通信事業法第 165 条第 1 項の規定に基づく届出が必要です（詳しくは同項の規定を参照）。

ア 登録（電気通信事業法第9条第1号）の場合の参入手続き

① 登録の基準（電気通信事業法施行規則第3条関係）

登録又は届出が必要な電気通信事業のうち、ハード事業者の設置する電気通信回線設備の設置区域が、電気通信事業法施行規則第3条第1項各号に定める基準のうち、いずれかを超える場合には、総務大臣の登録を受ける必要があります。

② 必要書類（電気通信事業法施行規則第4条関係）

登録にあたっては、次の書類を総合通信局に直接持ち込み又は送付により提出してください。

a 電気通信事業登録申請書【様式3-2】（電気通信事業法施行規則様式第一）

申請者の氏名、法人名、代表者氏名、業務区域、電気通信設備の概要を記載する。

b 欠格事由に関する誓約書【様式3-3】（電気通信事業法施行規則様式第二）

c ネットワーク構成図【様式3-4】（電気通信事業法施行規則様式第三）

d 提供する電気通信役務に関する書類【様式3-5】（電気通信事業法施行規則様式第四）

e 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要

f 存在性確認書類

○申請者が既存の法人である場合

- ・定款の謄本及び登記事項証明書
- ・役員の名簿及び履歴書

○申請者が法人を設立しようとする者である場合

- ・定款の謄本
- ・発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

○申請者が法人以外の団体である場合

- ・定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
- ・役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

○申請者が個人である場合

- ・氏名、住所及び生年月日を証する書類
- ・履歴書

g その他電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

h 返信用封筒

登録通知書の送付に使用します。切手を貼付し、送付先住所・宛名を記載してください。

③ 登録免許税

登録通知書を受け取った後、すみやかに登録免許税を納付し、登録免許税納付届を総合通信局へ届出てください。

イ 届出（電気通信事業法第16条第1項）の場合の参入手続き

① 届出の基準

登録又は届出が必要な電気通信事業のうち、ハード事業者の設置する電気通信回線

設備の設置区域が、電気通信事業法施行規則第3条第1項各号に定める基準のいずれも超えない場合には、総務大臣に届出が必要となります。

② 必要書類（電気通信事業法施行規則第9条関係）

届出には、電気通信事業を開始する前に、次の書類を総合通信局に直接持ち込み又は送付により提出してください。

- a 電気通信事業届出書【様式 3-6】（電気通信事業法施行規則様式第八）
- b ネットワーク構成図【様式 3-7】（電気通信事業法施行規則様式第三）
- c 提供する電気通信役務に関する書類【様式 3-8】（電気通信事業法施行規則様式第四）
- d 存在性確認書類

○当該届出を行おうとする者が既存の法人である場合

- ・定款の謄本及び登記事項証明書

○当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者である場合

- ・定款の謄本
- ・発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

○当該届出を行おうとする者が法人以外の団体である場合

- ・定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
- ・役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

○当該届出を行おうとする者が個人である場合

- ・氏名、住所及び生年月日を証する書類

e 返信用封筒

受理通知書の送付に使用します。切手を貼付し、送付先住所・宛名を記載してください。

（2）審査

ア 登録の場合

次の登録の拒否事由に該当する場合には、電気通信事業法の規定に基づき、登録を拒否されることがあります。

① 次のいずれかに該当するとき（電気通信事業法第12条第1項各号）

- a 電気通信事業法又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- b 電気通信事業法第14条第1項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- c 法人又は団体であって、その役員のうち上記 a、b のいずれかに該当する者があるもの
- d その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者

② 申請書、添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき（電気通信事業法第12条第1項）

イ 届出の場合

届出書の形式的な確認のほかには審査はありません。

(3) その他

電気通信事業者たるハード事業者には、当該地上一般放送（エリア放送）における電気通信設備の提供において、例えば、次のような電気通信事業法上の規定が適用されます。

○電気通信役務の提供についての差別的取扱いの禁止（電気通信事業法第6条）

○電気通信設備の技術基準の維持義務（電気通信事業法第41条） 等

なお、電気通信事業法関係については、本マニュアルのほか、『電気通信事業参入マニュアル』（総務省）、『電気通信事業参入マニュアル [追補版]』（総務省）も参照してください。

また、電気通信事業法における個別の規定については、管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。